

砺波市農業委員会 5月総会議事録

開催日時 令和8年5月8日（金）午前9時～

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 24名

3番	吉田 一馬	17番	亀永 理恵
5番	林 政樹	18番	土田 英雄
6番	前野 久	19番	中村 栄克
7番	石田 智久	20番	満保 雅春
9番	川邊 洋	21番	今井 久人
10番	舘 和香子	22番	松原 光雄
11番	樋掛 雅彦	23番	黒田 英嗣
12番	田嶋 和樹	24番	山本 渉
13番	森田 修	26番	源通 一郎
14番	松浦 正一	27番	齋藤 徹
15番	飯田 輝一	28番	片山 雅喜
16番	飯田 真紀	29番	水野 勢津子

欠席した委員 5名

1番	西原 登	2番	堀田 敬三	4番	柴田 泰利
8番	鴨井 克之	25番	小幡 直也		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長	小西 啓介	主幹	横山 匡英	副主幹	三井 麻美
農業振興課	1名				
農地調整係	主任	平塚 伸治			

付議案件

議事

- 1) 議案第5号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請
に対し意見決定について
- 3) 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定
転用許可申請に対し意見決定について
- 4) 議案第8号 農用地利用集積等促進計画に対し意見決定について
- 5) 議案第9号 非農用地判断に伴う意見について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 3) 報告第3号 農業経営改善計画の認定等について

その他

(開会9:00)

事務局 それでは、「令和8年度・砺波市農業委員会5月総会」を開会いたします。会議に先立ちまして、川邊会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会長 ご苦勞様です。お忙しいところ総会に出席いただき誠にありがとうございます。

昨年より農作業の繁忙期となる5月総会につきましては、早めの開始時刻としております。委員皆さんにご協力いただきありがとうございます。本日はよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中24名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号15番 飯田 輝一 委員、議席番号18番 土田英雄 委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第5号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、4件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1及び2は、現在の耕作者が引き続き農地として利用するため譲り

受けます。

番号3は、譲受人は自作農地を所有しているものの近隣地ではないため自家菜園として利用するため自宅の隣接地を譲り受けます。

番号4は、申請地に隣接する宅地並びに近隣の空家住宅を取得する譲受人が、自家菜園として利用するため宅地とあわせて譲り受けます。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第5号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 　　1番については、譲受人と譲渡人の仲間田であり、譲受人が所有地と一体として耕作しており、現在の耕作者である譲受人が引き続き農地として利用するものです。

ご承認よろしく申し上げます。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　吉田委員、どうぞ。

吉田委員 　　2番については、現在の耕作者である経営体が引き続き農地として利用するため譲り受けるものです。譲渡人は病気療養中であり、今後も耕作は困難な状況です。

ご承認よろしく申し上げます。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　田嶋委員、どうぞ。

田嶋委員 　　3番については、譲渡人は高齢で遠方の居住のため管理も難しく資産の整理を希望したため、当該農地の隣接地の所有者が譲受し家庭菜園として

耕作する予定であるものです。

ご承認よろしく申し上げます。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 黒田委員、どうぞ。

黒田委員 4番については、空き家再生事業として住宅と共に宅地に隣接する畑を譲受け、家庭菜園として耕作する予定であるものです。

ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第5号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。

議 長 続きまして、「議案第6号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の2ページをお願いします。今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域区域内にあり農地区分は「第3種」に該当します。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当しません。申請者は、不動産業を営んでおり、生活及び交通の利便性が高い申請地において、分譲住宅地の造成を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第6号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 林委員、どうぞ。

林 委員 1 番については、昨年までは耕作していた農地であります但都合によりこのたび、財産処分されることとなったものです。
ご承認よろしくお願ひします。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第 6 号」につきまして、賛成の方は挙手願ひします。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し、意見決定について」、事務局より説明願ひします。

事 務 局 議案書の 3 ページをお願ひします。
今月の案件は、1 件でござひます。

(議案書番号 1 朗読)

別添資料の 6 ページから 10 ページまでと併せてご願ひください。
申請地は都市計画法上の用途地域区域内にあり、農地区分は「第 3 種」に該当します。農地転用の許可基準は、「第 3 種農地の原則許可」に該当します。申請者は、生活及び交通の利便性が高い市街地において共同住宅の建設を計画しています。
以上でござひます。ご審議をお願ひいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第 7 号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願ひします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 1 番については、すでに複数の共同住宅を経営していますが、このたびさらに建設を予定しているもので、用途地域区域内であります。

皆様のご理解をよろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第7号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第8号 農用地利用集積等促進計画に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の4ページをお願いします。
3月末締め切りの農地中間管理事業は、集積・配分では214筆、約42.0ha、配分では1筆、約0.2haの申し込みがありました。対象一覧につきましては、5ページから13ページまでの資料1及び資料2をご参照ください。
どちらも5月末の公告を予定しています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第8号」につきまして、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

議 長 それでは「集積・配分」と「配分」の違いについて説明をお願いします。

事 務 局 「集積・配分」は、貸し手が農地を公社に預けた始期と、借り手が公社から農地を借り受ける始期が一致した場合があります。
「配分」は、借り手が公社から農地を借り受ける始期より前に、貸し手が公社に農地を預けている場合があります。今回の案件につきましては、貸し手と公社の契約条件を変更せずに、借り手を変更することとなったものです。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第8号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第9号 非農地判断に伴う意見について」、事務局より説明願います。

事務局 それでは、はじめに「非農地証明」と「非農地判断」の違いを簡単に説明させていただきます。

非農地証明は、所有者本人が証明願を申請し、農業委員会が受理し、現地を審査し、証明書を発行するものであり、ケースとして多かったのは森林整備事業を行う際に農地でありますと対象外となるため、非農地の証明を行う場合です。対して非農地判断は、荒廃農地のリストにある農地を改めて現地確認を行い、復旧の見込みが無いと判断し、所有者へ通知するものです。この証明により登記の地目変更が可能となるものです。

今回の発端は、土地所有者が草刈り等、管理が困難になり、コンクリートで法面保護などの対策を講じたいと相談があり、非農地判断の対応をすることになったものです。

それでは議案書の14ページをお願いします。

非農地判断の別添資料と併せてご覧ください。

今回、非農地判断は3筆でございます。

(議案書全件朗読)

いずれの案件も先月、川辺会長と当該案件の地元である山本委員と事務局において現地を確認したところ、斜度のきつい法面であり、農地でなくなってから相当期間が経っていると容易に推測されます。

農地として利用するには一定水準以上の物理的な条件整備が必要となることや、宅地の法面であるという周囲の状況からみて、農地に復元することはほぼ不可能と見込まれます。

このため、非農地に地目を変更することが相当の対応と確認しています。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第9号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

議長 私も先月現地確認いたしました。農地復帰は極めて困難と思われました。他にご質問等はありませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第9号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号から第3号について、事務局より説明願います。

事務局

議案書の15ページをお願いします。
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
(番号1読み上げ)
番号2以降は読み上げ省略しまして、合計は16ページをお願いします。
合計で7件。中間管理事業による重複を除いて 8筆 9,265㎡です。

続きまして、議案書の17ページをお願いします。
報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
(番号1読み上げ)
番号2以降は読み上げ省略しまして、合計は19ページをお願いします。
合計で7件、43筆、56,159.3㎡です。
私からは、以上でございます。

続きまして、議案書の20ページをお願いします。
報告第3号、農業経営改善計画の認定等につきましては、記載の9件が
再認定となっています。個人経営体5件、法人経営体4件であります。
私からは、以上でございます。

議長

ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

委員

(「なし」の声あり)

議長

ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
最後に、その他について、事務局からの連絡事項がありましたら、お願いします。

事務局

本日配付いたしました、「令和8年度最適化活動の目標の設定」について報告いたします。これは、毎年4月に目標設定しているものです。このうち、農業委員に求められております最適化活動の目標については、月に

8日、活動強化月間を年度後半に設定しています。農業委員の皆様におかれましては、引き続き農地パトロール等の積極的な活動をお願いいたします。なお、本目標は公表することとなっておりますので、砺波市のホームページに掲載しております。

議 長 これにて 本日の総会を閉会いたします。
 本日は、ありがとうございました。

(閉会 9 : 3 2)